

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 16 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 115 号

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）実施要綱
（趣旨）

第 1 条 この告示は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として物価の高騰による負担増を踏まえ特に家計への影響が大きい低所得の世帯のうち定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者を支援するため臨時的な措置として実施する鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 市長は、次項に規定する支給対象者に対し、物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）を支給するものとする。

2 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日において本市に住所を有するもの（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

（1） ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数があるときは、その端数を切り上げた額）がウに掲げる金額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1 万円に、その者の令和 5 年 12 月 31 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）実施要綱（令和 6 年鴨川市告示第 96 号）に基づく物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）又は他の地方公共団体におけるこれに相当する給付（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額とし、調整給付金（当初給付分）の給付対象外であった者にあつては、零円とする。）

（2） 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零円であり、令和 6

年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える者

(3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零円であり、地方税法第 32 条第 3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、支給対象者となることがやむを得ないと市長が認める場合に該当する者

3 前項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

4 第 2 項第 2 号及び第 3 号においては、次に掲げる者を除く。

(1) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（扶養親族又は控除対象配偶者として加算される者を含む。）

(2) 鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加給付）実施要綱（令和 6 年鴨川市告示第 1 号）、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）実施要綱（令和 6 年鴨川市告示第 19 号）若しくは鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新たな非課税世帯等分）実施要綱（令和 6 年鴨川市告示第 95 号）に基づく給付又は他の地方公共団体におけるこれに相当する給付（国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）の対象世帯の世帯主又は世帯員

（調整給付金（不足額給付分）の額）

第 3 条 前条第 2 項第 1 号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の額は、同号ア及びイに掲げる額の合算額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数があるときは、その端数を切り上げた額）から同号ウに掲げる額を差し引いた額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超えるときは同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超えるときは同号イを、それぞれ零円とし、令和 6 年 1 月 2 日以後に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日において本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零円とする。

2 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の額は、原則として 4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以後に国外から転入し、令和 7 年 1 月 1 日において本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

3 前条第 2 項第 4 号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の額は、原則として 4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第 2 項第 1 号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数があ

るときは、その端数を切り上げた額)とする。

- 4 前条第2項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。
- 5 事務処理基準日後に生じた前条第2項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として調整給付金(不足額給付分)の額に反映させないものとする。ただし、支給対象者から当該修正等により調整給付金(不足額給付分)の支給対象者でなくなった旨の申出があったときは、この限りでない。

(支給の届出等)

第4条 支給対象者は、調整給付金(不足額給付分)の支給を受けようとするときは、市長に対し、次の各号のいずれかの届出又は申請をしなければならない。

- (1) 第2条第2項第1号に規定する支給対象者にあつては、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給確認書(不足額給付分)(別記第1号様式。以下「確認書」という。)による届出
 - (2) 第2条第2項第1号に規定する支給対象者のうち、本市から調整給付金(当初給付分)を受給していない者にあつては、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(不足額給付分)(転入者用)(別記第2号様式)(以下「給付金申請書(転入者用)」という。)による申請
 - (3) 第2条第2項第2号から第4号までに規定する支給対象者にあつては、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(不足額給付分)(転入者以外用)(別記第3号様式)(以下「給付金申請書(転入者以外用)」という。)による申請
- 2 市長は、前項の規定による届出又は申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項第2号又は第3号の規定により給付金申請書(転入者用)又は給付金申請書(転入者以外用)を提出した支給対象者であつて、第2条第2項に規定する支給対象者の要件を満たすことを市長が確認したものであるものに対し、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給(不足額給付分)支給のお知らせ(別記第4号様式)により調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行う。
 - 4 市長は、前3項の規定にかかわらず、第2条第2項に規定する支給対象者の要件を満たすことを市長が確認した支給対象者であつて、本市が次に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報のいずれかを保有しているものに対し、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給(不足額給付分)支給のお知らせ(別記第4号様式)により調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行う。
 - (1) 鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(令和5年鴨川市告示第93号)、鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業(追加給付)実施要綱(令和6年鴨川市告示第1号)、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業(均等割のみ課税世帯分)実施要綱(令和6年鴨川市告示第19号)、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たな非課税世帯等分)実施要綱(令和6年鴨川市告示第95号)又は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業(調整給付分)実施要綱(令和6年鴨川市告示第96号)に基づく給付を受けた支給対象者に係る口座情報
 - (2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する

法律（令和３年法律第３８号）第９条の規定により市長が内閣総理大臣から提供を受けた公的給付支給等口座情報

- ５ 前項に規定する支給対象者は、調整給付金（不足額給付分）の支給を辞退するときは鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給辞退の届出書（不足額給付分）（別記第５号様式）により、調整給付金（不足額給付分）の振込口座に変更があるときは鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給口座変更等の届出書（不足額給付分）（別記第６号様式。以下「受給口座変更等届出書」という。）により、市長が別に定める日までに、市長に届け出なければならない。

（電磁的記録による作成及び届出等）

第５条 前条第１項第１号の規定により作成することとされている確認書については、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該確認書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該確認書とみなす。

- ２ 前条第１項第１号の規定による確認書の届出及び同条第２項の規定による公的身分証明書の写し等の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

- ３ 前項の規定により確認書の届出及び公的身分証明書の写し等の提出が電磁的方法によって行われたときは、これらの書類の届出等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出等を受けるべき者に到達したものとみなす。

- ４ 前３項の規定にかかわらず、次条に規定する代理人が行う届出は、電磁的方法によることができない。

（代理による届出等）

第６条 支給対象者に代わり、代理人として第４条第１項の届出又は申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

（１） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（２） 親族その他の日常的に支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等であつて市長が特に認める者

- ２ 市長は、代理人が第４条第１項の届出又は申請を行うときは、確認書、給付金申請書（転入者用）又は給付金申請書（転入者以外用）の委任欄への記載を支給対象者に行わせるものとする。この場合において、市長は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、代理人の本人確認を行うものとする。

- ３ 市長は、代理人が第１項各号に掲げる者であることについて、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出期限）

第７条 確認書、給付金申請書（転入者用）又は給付金申請書（転入者以外用）の提出期限は、令和７年１０月３１日とする。

（支給の決定）

第８条 市長は、第４条第１項の規定により確認書、給付金申請書（転入者用）又は給付

金申請書（転入者以外用）の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、調整給付金（不足額給付分）の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、第4条第4項の規定により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行い、その支給を辞退する旨の届出のない支給対象者について、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定するものとする。

（調整給付金（不足額給付分）の支給）

第9条 市長は、前条の規定により調整給付金（不足額給付分）の支給を可とする決定をしたときは、当該支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

- 2 調整給付金（不足額給付分）の支給は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方法は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により調整給付金（不足額給付分）の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合に限り行うものとする。

- (1) 第4条第1項の届出又は申請により支給対象者から市長に通知された金融機関の口座に振り込む方法

- (2) 第4条第4項の規定により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みに係る通知を受けた支給対象者にあつては、当該通知に記載する金融機関の口座又は受給口座変更等届出書に記載された金融機関の口座に振り込む方法

- (3) 窓口で現金を交付することにより支給する方法

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、支給対象者の要件、届出及び申請の方法、届出及び申請の期限等の事業の概要について、広報誌への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

（支給が行えない場合の取扱い）

第11条 市長は、調整給付金（不足額給付分）の支給が第9条第2項第1号又は第2号に規定する方法により行えないときは、調整給付金（不足額給付分）に係る確認書、給付金申請書（転入者用）又は給付金申請書（転入者以外用）の補正を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、調整給付金（不足額給付分）に係る確認書、給付金申請書（転入者用）又は給付金申請書（転入者以外用）の補正が行われない場合その他支給対象者の責に帰すべき事由により調整給付金（不足額給付分）の支給が行えない場合は、当該支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（調整給付金（不足額給付分）の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対し、支給した調整給付金（不足額給付分）の返還を求めるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、調整給付金（不足額給付分）の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

氏名
現住所

様

発行日 令和 年 月 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給確認書（不足額給付分）（※）

※ 物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を郵送又はオンラインで返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込
支給日 確認書を受領した日から30日以内
支給口座 ○○銀行 ○○支店 普通 ****000（口座名義）
支給額 ○○万円
※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

（1）鴨川市物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） □□□□円	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） □□□□円	控除不足額計（③） （①＋②） □□□□円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） □□□□万円
支給額	令和7年の 所要額（④） □□□□万円	物価高騰対応重点支援給付金 （当初給付分）支給額 （令和6年） □□□□万円	物価高騰対応重点支援給付金 （不足額給付分）支給額 □□□□万円
注）物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、鴨川市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は**令和5年所得について未申告の方のみ**、該当する場合にチェック（レ）してください。
- ☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		1銀行 5農協 2金庫 6法協 3信組 7信連連 4信連	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号		店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、鴨川市役所福祉課 (04-7093-7112)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の				本人氏名	署名
確認 受給 確認及び受給					
を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。					

提出書類

☐ 『鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給確認書(不足額給付分)』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(1枚目表面)
☐ 振込口座(1枚目裏面(1枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険の資格情報を証明する書類、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値が分かる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格情報を証明する書類、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

1枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（２）給付金の振込先口座の変更等」の②に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 1枚目表面上部に記載の口座又は①公金受取口座への振込みを希望される場合は不要

源泉徴収票や確定申告書などの写し

転入者用

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(不足額給付分)(※)

※ 物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
鴨川
市長殿

市区町村
受付印

※本様式は、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から鴨川市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い鴨川市において算定した支給額が支給されます。鴨川市における算定の結果、0円となった場合には物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額：3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額：1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、鴨川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の申請を受給申請及び受給を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ②下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない
口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)				口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通					※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
		支店コード	2 当座					
金融機関コード								

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、鴨川市役所福祉課(電話04-7093-7112)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(不足額給付分)』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)
☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 振込口座(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)の支給決定通知書などの写し(コピー)』
※ 令和6年に給付された物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
↓
受給要件に該当せず物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、
令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険の資格情報を証する書類、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格情報を証する書類、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込みを希望される場合は不要

源泉徴収票や確定申告書などの写し

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(不足額給付分)(※)

※物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：物価高騰対応重点支援給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
鴨川 市長殿

市区町村
受付印

※本様式は、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円(※)**が支給されます。鴨川市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ②
- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

- ③ 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、鴨川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()	
上記の者を代理人と認め、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)の申請・受給・申請及び受給を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、鴨川市役所福祉課(電話04-7093-7112)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(請求書)(不足額給付分)』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 誓約・同意事項(表面中段)
☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 振込口座(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険の資格を証する書類、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格情報を証する書類、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込みを希望される場合は不要

源泉徴収票や確定申告書などの写し

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給のお知らせ（不足額給付分）（※）

※ 物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

支給方法	口座振込
支給日	令和〇年〇月〇日
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） 円	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） 円	控除不足額計（③） （①＋②） 円
	注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		↓ 令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円
支給額	令和7年の 所要額（④） 万円	物価高騰対応重点支援給付金 （当初給付分）支給額 （令和6年） 万円	物価高騰対応重点支援給付金 （不足額給付分）支給額 万円
	注）物価高騰対応重点支援給付金（当初給付分）の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。		

下記のいずれかに該当する場合は、令和〇年〇月〇日（〇）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- ☐ 本給付金を受給しない場合
- ☐ 振込口座を変更する場合
- ☐ 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
鴨川市役所福祉課給付金受付窓口
04－7093－7112
千葉県鴨川市八色887番地1

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給辞退の届出書(不足額給付分)

鴨川市長 佐々木 久之



- 1, 私は、「鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 _____ ()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険の資格を証する書類、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しいずれか1つ)

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給口座変更等の届出書
(不足額給付分)

鴨川市長 佐々木 久之

市区町村
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード		支店コード	1 普通		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 鴨川市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、鴨川市が届出者に連絡・確認できない場合に鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給口座変更等の届出書(不足額給付分)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険の資格情報を証する書類、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格を証する書類、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）